

北九州市低炭素水素認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低炭素水素の製造に係る計画を認証するとともに、その計画に従って製造する低炭素水素の情報を発信する「北九州市低炭素水素認証制度」の実施に関する必要な事項を定め、もって、低炭素水素の利活用に向けた取組を北九州市内各地に展開し、カーボンニュートラルの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「低炭素水素」とは、製造に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素をいう。認証の対象となる低炭素水素の要件は、運用指針(以下「指針」という。)で定める。

(低炭素水素の製造に係る計画の認証)

第3条 低炭素水素を製造しようとする者は、低炭素水素の製造に係る計画(以下「計画」という。)について、北九州市長(以下「市長」という。)の認証を受けることができる。

2 前項の認証を受けようとする者は、様式第1により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の認証の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認証するとともに、様式第2により通知するものとする。

(1) 計画が指針に適合すること。

(2) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 市税を滞納していないこと。

イ 第3条に規定する計画を実行する際に法令に違反するおそれがないものであること。

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)。

エ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)。

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(計画の変更)

第4条 前条第1項の認証を受けた者が、計画の内容を変更しようとするときは、様式第3により市長に計画の変更を申請し、市長の認証を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による変更の認証について準用する。この場合において、「様式第2により通知するものとする」とあるのは「様式第4により通知するものとする」と読み替えるものとする。

(計画の廃止)

第5条 第3条第1項及び第4条第1項の認証を受けた者が、計画を廃止しようとするときは、様式第5により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第6条 第3条第3項(第4条第2項において準用する場合を含む。)の認証を受けた者は、当該年度の計画の実施状況に係る実績を翌年度の4月末までに、様式第6により市長に報告しなければならない。

(審査に必要な事項の要請)

第7条 市長は、第3条第1項及び第4条第1項の規定による申請の審査に必要がある場合は、申請者から必要な資料の提出を求め、又はその職員に計画に関連する事業所、工場等に立ち入り、必要な帳簿書類若しくは施設その他の物件を調査させることができる。

(公表)

第8条 市長は、第3条第3項(第4条第2項において準用する場合を含む。)の認証の内容を公表することができる。

2 第3条第3項(第4条第2項において準用する場合を含む。)の認証を受けた者は、計画が市長の認証を受けたものである旨を表示することができる。

(認証の取消し)

第9条 市長は、第3条第3項(第4条第2項において準用する場合を含む。)の認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 製造した水素が指針に適合しないと認められたとき。
- (2) 第3条第3項第2号の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められたとき。
- (5) 計画に従って低炭素水素の製造を実施していないと認められたとき。
- (6) 第6条の規定による報告において、報告された実績が申請内容と著しく異なると認められたとき。

2 市長は、認証を取り消したときは、その旨を申請者に通知する。

(データ保存等)

第10条 第3条第3項(第4条第2項において準用する場合を含む。)の認証を受けた者は、低炭素水素の製造に係るデータ(水素製造量等)を把握し、保存しなければならない。

2 前項のデータは、関係書類とともに、5年間保管しなければならない。

(認証期間及び更新)

第11条 認証期間は、認証を受けた日から3年間とする。ただし、認証期間の満了後も同一の計画で認証を受けようとする場合は、様式第7により市長に申請し、市長の承認を得て更新することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 本要綱の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請等を行わせることができる。

2 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

3 第1項の場合において、押印または署名等をすることとしているものについては、氏名又は

名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

- (1) 電子証明書による電子署名が付されたもの(マイナンバーカードや商業登記電子証明書など)
- (2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの
- (3) G ビズ ID による認証を経たもの

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月2日から施行する。